



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月18日（金） 第10315号

目次

ページ

規則

- ツーモグンマの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（eスポーツ・クリエイティブ推進課） 2
- ツーモグンマの設置及び管理に関する条例施行規則（同） 2

告示

- 道路の供用開始（道路管理課） 3
- 河川整備計画の変更（河川課） 3
- 都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課） 3

入札公告

- 一般競争入札の実施（下水環境課） 4
- 同 8
- 同 13
- 同 17
- 同（警察本部会計課） 22

落札

- 落札者等の決定（税務課） 24

正誤

- 令和7年3月4日付け公告（労働政策課） 24

■ 規則

ツーモグンマの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十三号

ツーモグンマの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

ツーモグンマの設置及び管理に関する条例(令和七年群馬県条例第二十四号)の施行期日は、令和七年七月十九日とする。

ツーモグンマの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十四号

ツーモグンマの設置及び管理に関する条例施行規則

第一条 この規則は、ツーモグンマの設置及び管理に関する条例(令和七年群馬県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第二条 ツーモグンマの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
- 二 十二月三十日から翌年一月三日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第三条 ツーモグンマの開館時間は、午後三時から午後八時三十分までとする。ただし、土曜日及び日曜日については、午前十時から午後六時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第四条 ツーモグンマを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。

二 ツーモグンマの施設、附属設備、備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

三 所定の場所以外において飲食をしないこと。

四 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

五 職員の指示に従うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

(指定管理者による管理)

第五条 条例第九条第一項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)にツーモグンマの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における同条第二項第五号の知事が別に定める業務は、広報宣伝その他のツーモグンマの利用促進のために必要な業務とする。

2 指定管理者による管理の場合における第二条第二項、第三条第二項及び前条の規定の適用については、第二条第二項及び第三条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、前条第六号中「知事が」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て」とする。

(管理の細則)

第六条 条例及びこの規則に定めるもののほか、ツーモグンマの管理に関し必要な事項は、知事がツーモグンマの管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附則

この規則は、令和七年七月十九日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋大間々桐生線	桐生市堤町二丁目2545番2地先から同市宮前町一丁目1984番の12地先まで	令和7年7月18日

◎群馬県告示第164号

利根川水系渡良瀬川圏域河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第6項の規定により、告示する。

その関係図書は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県桐生土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画道路 (1) 3・5・24号 大泉尾島線 (2) 3・4・32号 木崎尾島線 (3) 3・4・47号 大間々尾島線 (4) 3・4・62号 下田島尾島線 (5) 3・3・19号 内ヶ島上小泉線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・5・24号 大泉尾島線
 変更する部分 太田市高林東町地内
 - (2) 3・4・32号 木崎尾島線
 変更する部分 太田市尾島町地内
 - (3) 3・4・47号 大間々尾島線
 変更する部分 太田市世良田町地内

- (4) 3・4・62号 下田島尾島線
変更する部分 太田市尾島町地内
- (5) 3・3・19号 内ヶ島上小泉線
変更する部分 太田市龍舞町地内

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一太

1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水環境課流域経営係 電話027-226-3683 電子メール gesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

2 調達内容

- (1) 調達件名 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 県央水質浄化センターほか（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。
- エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く）

く。)

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月28日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、8月5日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請（資格者名簿登載）に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課 契約調達係 電話 027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上に限る。）として、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成27年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐^{えん}をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が150,000m³/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

(ウ) 施設規模70m³/分以上の中継ポンプ場の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者（入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。）をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第2種電気主任技術者

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理員講習修了者

(オ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

- ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。
- イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。
- ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。
- エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。
- オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。
- カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び技術提案書の提出場所、入札説明書等の交付場所等及び問合せ先 上記1(1)の担当部局

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。) による。

イ 交付期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

(3) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

イ 閲覧場所 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 下水道総合事務所管理係 電話0270-65-7470

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

(4) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和7年8月20日（水）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和7年7月18日（金）午前9時から同年8月5日（火）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(5) 技術提案書作成要領等の説明会 入札参加者に対して、別に配布する「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案書の提出を求める。作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(6) 現地施設見学会

入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書等提出期間 令和7年9月9日（火）午前9時から同月11日（木）午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和7年9月19日開札 県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「県央流域下水道管理 県央水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和7年9月17日（水）から同月18日（木）までの間で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時及び場所 令和7年9月19日（金）午前10時00分

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

(2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点
	II. 運転管理業務提案	15点	
	III. 保守管理業務提案	12点	
	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト縮減対策の提案	18点	

ヒアリング	説明、質疑応答	3点
合 計		102点

- (2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり。
(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金 免除
(3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり。
(4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。
(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
(6) 契約書作成の要否 要
(7) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
(2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Kenou Regional Sewerage System Kenou Purification Center
(3) Contract period: From February 1, 2026 to January 31, 2029
(4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 5, 2025
(5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal: 4:00 p.m., September 11, 2025
(6) Date and time of bid opening: 10:00 a.m., September 19, 2025
(7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3683 (Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一 太

1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水環境課流域経営係 電話027-226-3683 電子メール gesui@pref.gunma.lg.jp
(2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬

県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

2 調達内容

- (1) 調達件名 奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県沼田市下川田町字宮塚1303番地 奥利根水質浄化センターほか（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く。）。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に記載された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に記載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月28日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、8月5日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請（資格者名簿登載）に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課 契約調達係 電話 027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上に限る。）として、下水道法（昭和33年法

律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成27年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐^{しん}をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が10,000m³/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

(ウ) 施設規模50m³/分以上の中継ポンプ場の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者(入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。)をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者(施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。)

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び技術提案書の提出場所、入札説明書等の交付場所等及び問合せ先 上記1(1)の担当部局

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。)による。

イ 交付期間 令和7年7月18日(金)から同年8月5日(火)まで

(3) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和7年7月18日(金)から同年8月5日(火)まで

イ 閲覧場所 〒378-0024 群馬県沼田市下川田町字宮塚1303番地 奥利根水質浄化センター管

理係 電話0278-24-5261

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは群馬県の休日
を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正
午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申
請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申
請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和7年8月20日（水）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和7年7月18日（金）午前9時から同年8月5日（火）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着する
よう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「奥利根流域下水道管理 奥利根水
質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (5) 技術提案書作成要領等の説明会 入札参加者に対して、別に配布する「奥利根流域下水道管理 奥利根水質
浄化センター 維持管理包括委託 技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案
書の提出を求める。作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する
者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

- (6) 現地施設見学会 入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

- (7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書等提出期間 令和7年9月9日（火）午前9時から同月11日（木）午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に
群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限
る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の
上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和7年9月19日開札 奥利根流域下水道管理 奥利
根水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が不調の場合、
2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成
し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。
さらに、表封筒には「奥利根流域下水道管理 奥利根水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と
朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和7年9月17日（水）から同月18日（木）までの
間で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時及び場所 令和7年9月19日（金）午前10時15分

5 落札者の決定方法

- (1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加
者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

- (2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点	
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点	99点
	II. 運転管理業務提案	15点	
	III. 保守管理業務提案	12点	
	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト縮減対策の提案	18点	
ヒアリング	説明、質疑応答	3点	
合 計		102点	

- (2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり。

- (3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり。

- (4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

- (2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Okutone

- Regional Sewerage System Okutone Purification Center
- (3) Contract period: From February 1, 2026 to January 31, 2029
- (4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 5, 2025
- (5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal: 4:00 p.m., September 11, 2025
- (6) Date and time of bid opening: 10:15 a.m., September 19, 2025
- (7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3683 (Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一太

1 担当部局

- (1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部下水環境課流域経営係 電話027-226-3683 電子メール gesui@pref.gunma.lg.jp
- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

2 調達内容

- (1) 調達件名 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県桐生市広沢町7丁目5005番地 桐生水質浄化センターほか（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「技術提案書」という。）を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること（当該保険に加入の義務がない者を除く。）。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月28日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、8月5日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請（資格者名簿登載）に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課 契約調達係 電話 027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上に限る。）として、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成27年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐^{えん}をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が18,000m³/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者（入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。）をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者（施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。）

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び技術提案書の提出場所、入札説明書等の交付場所等及び問合せ先 上記1(1)の担当部局

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>) (以下「電子入札システム」という。) による。

イ 交付期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

(3) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

イ 閲覧場所 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 下水道総合事務所管理係 電話0270-65-7470

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和7年8月20日（水）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和7年7月18日（金）午前9時から同年8月5日（火）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着するよう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(5) 技術提案書作成要領等の説明会 入札参加者に対して、別に配布する「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託 技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案書の提出を求める。作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(6) 現地施設見学会 入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

- ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所
- イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 入札書等提出期間 令和7年9月9日（火）午前9時から同月11日（木）午後4時まで
- イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和7年9月19日開札 桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。さらに、表封筒には「桐生流域下水道管理 桐生水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と朱書きすること。

- ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和7年9月17日（水）から同月18日（木）までの間で、別途指定する日時及び場所

- エ 開札の日時及び場所 令和7年9月19日（金）午前10時30分

5 落札者の決定方法

- (1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

- (2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

- (1) 審査項目

- ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

- イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点
	II. 運転管理業務提案	15点
	III. 保守管理業務提案	12点
		99点

	IV. 危機管理に係る提案	21点	
	V. コスト削減対策の提案	18点	
ヒアリング	説明、質疑応答	3点	
合 計		102点	

(2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり。

(3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり。

(4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Kiryu Regional Sewerage System Kiryu Purification Center

(3) Contract period: From February 1, 2026 to January 31, 2029

(4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 5, 2025

(5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal: 4:00 p.m., September 11, 2025

(6) Date and time of bid opening: 10:30 a.m., September 19, 2025

(7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3683 (Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一太

1 担当部局

(1) 事務的事項及び技術的事項に関すること 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬

県県土整備部下水道環境課流域経営係 電話027-226-3683 電子メール gesui@pref.gunma.lg.jp

- (2) 電子入札の執行に関すること 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係 電話0270-65-7557

2 調達内容

- (1) 調達件名 西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県邑楽郡千代田町大字舞木字中里1200番地1 西邑楽水質浄化センターほか(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類(以下「技術提案書」という。)を提出すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 単独企業及び共同企業体の構成員の共通の要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項の規定による群馬県の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

なお、上記イ及びウにおいて、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐものとする。

エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること(当該保険に加入の義務がない者を除く。)

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

カ 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年7月28日(月)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、8月5日(火)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、上記1(1)の担当部局へ電話連絡のうえ、メールにてその旨通知すること。

競争入札参加資格審査申請(資格者名簿登載)に関する照会先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課 契約調達係 電話 027-226-3819

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定による登録を受けていること。

ク この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(2) 単独企業の要件

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上に限る。）として、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場において、次の全ての業務を平成27年度以降、同一施設で3年以上継続して、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐^{えん}をしている公共団体から受注した実績を有すること。

(ア) 施設の水処理能力が11,000^{m³}/日以上であり、かつ、標準活性汚泥法と同程度以上に下水を処理することができる方法を用いた終末処理場の運転管理業務

(イ) 汚泥脱水施設の運転管理業務

イ 次に掲げる要件を全て満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

(ア) 総括責任者

a 下水道終末処理場の維持管理業務において、5年以上の実務経験を有すること。

b 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有すること。

c 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

(イ) 副総括責任者

a 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有すること。

b 入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されていること。

ウ 次の有資格者（入札参加資格の確認の申請をする日の前日において3月以上の間継続して雇用されている者に限る。）をそれぞれ専任で1名以上配置できること。

(ア) 第3種電気主任技術者（施設の電気設備の保安監督において、個人又は法人と電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する保安の監督に係る業務委託契約を結ぶ場合を除く。）

(イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(ウ) 乙種第4類危険物取扱者

(エ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(3) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とすること。

イ 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

ウ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2社である場合は30パーセント以上、構成員の数が3社である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を履行する共同管理方式であること。

オ 共同企業体の代表者は、(2)ア及びイの要件を満たしているものであること。

カ 共同企業体は、(2)ウの要件を満たしていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び技術提案書の提出場所、入札説明書等の交付場所等及び問合せ先 上記1(1)の担当部局

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)（以下「電子入札システム」という。）による。

イ 交付期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

(3) 設計図書、契約条項等の閲覧期間、閲覧場所及び閲覧方法

ア 閲覧期間 令和7年7月18日（金）から同年8月5日（火）まで

イ 閲覧場所 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 下水道総合事務所
管理係 電話0270-65-7470

ウ 閲覧方法 閲覧を希望する者は、上記イの担当部局に事前に電話で申し込むこと。申込みは、群馬県の休日
を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から
正午まで及び午後1時から午後4時までの間に行うこと。申込みの際に指定する日時にて閲覧すること。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申
請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された申
請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

なお、入札参加資格確認結果は、令和7年8月20日（水）までに電子入札システムにより通知する。

ア 申請書等の提出期間 令和7年7月18日（金）午前9時から同年8月5日（火）午後4時まで

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等は、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に必着する
よう、郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。また、封筒に「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水
質浄化センター維持管理包括委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (5) 技術提案書作成要領等の説明会 入札参加者に対して、別に配布する「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質
浄化センター維持管理包括委託 技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、技術提案書
の提出を求める。作成要領等に関する説明会を次のとおり開催するので、入札参加者のうち出席を希望する者
は作成要領を持参の上、出席すること。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 説明会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

- (6) 現地施設見学会 入札参加者のうち希望する者に対して現地施設見学会を次のとおり開催する。

ア 日時及び場所 令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの間で、別途指定する日時及び場所

イ 参加者 見学会への参加は入札参加者1社につき3名までとする。

- (7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書等提出期間 令和7年9月9日（火）午前9時から同月11日（木）午後4時まで

イ 入札方法 原則として、電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによる提出が困難な場合等にあつては、上記アの提出期間に上記1(1)の場所に
群馬県県土整備部下水環境課長宛て親展で必着するよう、配達日時指定郵便による郵送（書留郵便に限
る。）により提出すること。その際、二重封筒とし、入札書及び入札金額内訳書を中封筒に入れて厳封の
上、当該中封筒には入札者の商号（名称）及び「令和7年9月19日開札 西邑楽流域下水道管理 西邑
楽水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と記載すること。また、入札は1回目が不調の場合、
2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成
し、各封筒に何回目かを明記すること。ただし、2回目の入札の際には入札金額内訳書の添付を要しない。
さらに、表封筒には「西邑楽流域下水道管理 西邑楽水質浄化センター維持管理包括委託入札書在中」と
朱書きすること。

ウ 技術提案書に係るヒアリングの日時及び場所 令和7年9月17日（水）から同月18日（木）までの
間で、別途指定する日時及び場所

エ 開札の日時及び場所 令和7年9月19日（金）午前10時45分

5 落札者の決定方法

- (1) 総合評価値が最も高く、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札した入札参加

者を本件委託業務の落札者と決定する。

なお、落札者となるべき最も高い総合評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、当該入札参加者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者が不在のときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引いて落札者を決定する。ただし、総合評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

- (2) この業務委託は、「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査及び検討をした後に落札者を決定する。

なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。

6 落札者の決定基準

(1) 審査項目

ア 価格評価に関する事項

区 分	審 査 項 目
入札書	入札価格に関する事項

イ 技術評価に関する事項

区 分	審 査 項 目	配 点
技術提案書	I. 実施方針・体制の提案	33点
	II. 運転管理業務提案	15点
	III. 保守管理業務提案	12点
	IV. 危機管理に係る提案	21点
	V. コスト縮減対策の提案	18点
ヒアリング	説明、質疑応答	3点
合 計		102点

- (2) 審査項目の配点及び評価方法 入札説明書に記載のとおり。

- (3) 価格評価値と技術評価値の配点割合は、100対100とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 入札説明書に記載のとおり。

- (4) 入札者に要求される事項 入札者は、契約担当者から当該技術提案書に関し説明を求められた場合は、応じなければならない。

- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

- (2) Subject matter of the contract: Comprehensive maintenance and management service at Nishioura Regional Sewerage System Nishioura Purification Center
- (3) Contract period: From February 1, 2026 to January 31, 2029
- (4) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding qualification for participating in the tendering process: 4:00 p.m., August 5, 2025
- (5) Deadline for submission of bidding documents and technical proposal: 4:00 p.m., September 11, 2025
- (6) Date and time of bid opening: 10:45 a.m., September 19, 2025
- (7) Contact point for the notice: Sewage Disposal Management Division, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-3683 (Japanese Language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年7月18日

群馬県警察本部長 倉木豊史

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 GP-WAN用プリンタ賃借 一式
- (2) 借入件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和8年3月1日（日）から令和14年2月29日（日）まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年8月6日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月18日（月）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開

始の決定後に、資格の再認定を受けた者は、この限りでない。

- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年7月18日（金）から同年8月4日（月）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する導入予定機器等一覧表、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和7年8月21日（木）までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限

- (ア) 導入予定機器等一覧表 令和7年8月4日（月）午後5時まで
- (イ) 入札参加資格確認申請書及び資料 令和7年8月18日（月）午後5時まで

受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。申請書等の詳細にあつては、入札説明書による。

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「G P-WAN用プリンタ賃借導入予定機器等一覧表在中」又は「G P-WAN用プリンタ賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年8月29日（金）午前9時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「G P-WAN用プリンタ賃借入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KURAKI Toyofumi, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease of Printers for GP-WAN 1 set

(3) Lease period: From March 1, 2026 through February 29, 2032

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken.

(5) Bidding deadline: August 29, 2025 at 9:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than August 28, 2025 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216) (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年7月18日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 群馬県税務システム導入及び運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬県税提案PJ 代表構成員 日本電気株式会社 首都圏支社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 6 落札金額 5,220,125,580円（消費税及び地方消費税を除く）
- 7 入札公告をした日 令和7年4月22日

■ 正 誤

○公告正誤

令和7年3月4日付け公告（令和7年度前期技能検定の実施）

発行番号	ページ	行	誤	正
号外第1号	2	20	行う。	行う。ただし、暑熱対応のため実施期日を延期する場合（造園

				職種に限る。)は、同月10日(水)から同年10月14日(火)までの間において、職能協会が指定する日に行う。
	3	31	同年10月1日(水)に	同年10月1日(水)に、暑熱対応のため実技試験の実施期日を延期した場合(造園職種に限る。)における技能検定合格者の受検番号は同月31日(金)に

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111